

社会福祉法人浦河べてるの家 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浦河べてるの家の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会等に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	費用弁償(1日につき)	
理事会出席等	5,000 円	50km 未満の場合は交通費を支給しない
		50km 以上の場合第 4 条第 5 項に準じて交通費として支給

2 評議員が評議員会等に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	費用弁償(1日につき)	
評議員会出席等	5,000 円	50km 未満の場合は交通費を支給しない
		50km 以上の場合第 4 条第 5 項に準じて交通費として支給

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができ

る。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、別に定める「旅費・費用弁償規程」を準用する。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める「旅費・費用弁償規程」により旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員報酬の総額)

第7条 役員報酬の総額は年 300 万円以内とする。

(役員報酬等の支給日)

第8条 役員報酬等は毎月8日に支払うものとする。なお、支給日が土日・祝日にあたる場合は、その日前の最も近い土日・祝日でない日に支払うものとする。

2 非常勤理事及び評議員の費用弁償については必要な都度支払うものとする。

(報酬等の支払い方法)

第9条 報酬等は通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし本人の同意がある場合は本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込むことができる。

2 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年6月15日より施行する。

この規程は 2022(令和 4)年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は 2024(令和 6)年 4 月 1 日より一部改正施行する。

別表1

名 称	報 酬	費用弁償	備 考
理 事 長 業 務(月 額)	150,000 円	なし	職員との兼務がない場合のみ
業 務 執 行 理 事 業 務(月 額)	100,000 円	なし	職員との兼務がない場合のみ
理事及び評議員業務等(1日につき)	なし	5,000 円	
監事監査指導業務等(1日につき)	なし	5,000 円	

2 交通費については第3条の規定を準用する。